平成２３年（フ）第４２号
千葉県八千代市村上1113番地１　３街区10棟502号
債務者　加藤　善裕
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４９号
千葉県市原市姉崎1926番地８
債務者　北岡　勝司
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５４号
千葉市中央区仁戸名町635番地１カインドステージ千葉大森台305号
債務者　石川かよ子
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５８号
千葉県船橋市習志野台３丁目５番15棟302号
債務者　手戸　愛子
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６１号
千葉県八千代市萱田2237番地２シャルマンヒルズ201号
債務者　奥田　　優
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７８号
茨城県水戸市上水戸２丁目10番２号
債務者　猿田　京子（旧姓大内）
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９２号
千葉県市川市妙典３丁目３番22号ミレーヌ小林102
債務者　三末　久枝
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１８号
千葉県市川市大野町２丁目1850番地アネックス美至Ａ―202号
債務者　吉成　綾子
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２３号
千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅27棟406号
債務者　吉野久美子
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７３１号
愛知県東海市大田町畑間52番地の１　コーポ深谷202号
債務者　山地　総子
１　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５６３号
名古屋市港区九番町５丁目19番地の６
債務者　堀尾　久美
１　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３号
名古屋市瑞穂区桃園町２番３―203号
債務者　北澤　博子
１　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９号
名古屋市瑞穂区桃園町２番３―203号
債務者　北澤　政治
１　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９６４号
兵庫県たつの市揖保町松原91番地
債務者　山畑　梨奈（旧姓竹内）
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６５号
兵庫県姫路市飾磨区阿成渡場282番地　リブラン阿成201号
債務者　濱崎　愼二
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３７号
大分県佐伯市大字池田584番地２
債務者　坂本　ナミ
１　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第７号
宮城県大崎市古川中里４丁目１番47号
債務者　永野　咲子
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第５号
秋田県大館市字観音堂722番地１　コーポ大文字201号、前住所秋田県大館市字鉄砲場79番地42　グランコートＮＯ５　108号
債務者　佐藤　陽祐
１　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
秋田地方裁判所大館支部